

交通機関の不通または荒天時の登校に関する規程（令和3年改定）

1 通学に使用している交通機関が不通のため登校できない場合

- (1) 他の経路・方法で登校できる場合には、安全に十分に注意して登校する。
- (2) 他の経路・方法で登校できない場合には、運転が再開され次第、安全に十分注意して登校する。
- (3) 午前10時の時点で、運転が再開されない場合は、自宅学習とする。
- (4) 上記(1)、(2)、(3)による遅刻・欠席・欠課については、出席停止扱いとする。

2 特別警報・大雨特別警報（警戒レベル5相当）が発令されている場合

特別警報が出た場合は、数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあるため登校しないこと。

3 暴風警報・大雪警報・暴風雪警報・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発令されている場合

- (1) 八王子市に上記の警報が発令されている場合、生徒の登校は以下のとおりとする。
 - ① 5:59までに警報が解除された場合、平常通り登校とする。
 - ② 6:00～7:59までに警報が解除された場合、10:30分登校（3時限目から）とする。
 - ③ 8:00～9:59までに警報が解除された場合、13:05分登校（5時限目から）とする。
 - ④ 10:00を過ぎても、警報が解除されていない場合、全日自宅学習とする。
- (2) 八王子市に警報が発令されていないが居住している地区で警報が発令されている場合は、各自安全に十分に注意して、可能であれば登校すること。
- (3) 上記(1)、(2)による遅刻・欠席・欠課については、出席停止扱いとする。

※大雨警報のみが発令されている場合は登校とする。

※荒天時の登校については、HP等で発信する予定であるが、発信まで時間がかかることがあるため、各自、ニュース・気象庁HP等で確認し、判断すること。